

住みたい・住み続けたい  
みんなが輝く元気なまち 岡垣

# 岡垣町

## 第5次総合計画

### 後期基本計画



本町は、「住みたい・住み続けたい・みんなが輝く元気なまち 岡垣」を基本理念に岡垣町第5次総合計画を策定し、まちの将来像の実現にむけて、前期基本計画に定めた諸施策の実行に計画的に取り組んできました。

近年は、国全体で少子高齢化とともに人口減少が進み、岡垣町においても、これまで増加してきた人口が緩やかな減少傾向に転じています。

これらの課題に対応し、将来にわたり活力あるまちづくりを続けていくことが重要です。

第5次総合計画後期基本計画では、出生率の向上や定住促進対策などの人口の維持・増加に向けた取り組みを進めるとともに、たとえ人口が増えなくても住民が豊かで安心して暮らせる魅力あるまちづくりをめざしています。

岡垣町には豊かな自然とその自然が生み出すおいしい水や四季折々の農産物、海産物などがあり、地域に誇りと愛着を持ち続けている地域住民の力があります。

これらの岡垣町にしかない良さを活かし守っていくことで、高齢者は元気に、子どもや若者は将来に夢と希望の持てるまちづくりを進めていきます。

今後も住民の皆様のご支援とまちづくりへの積極的な参画をお願いいたします。



平成28年3月

岡垣町長 宮内 實生



# 序章

## 計画策定の趣旨・計画の構成

### 1. 後期基本計画策定の趣旨

総合計画は、将来私たちの岡垣町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんなことをしていくのかを総合的・体系的にまとめた町の最上位計画です。

平成23年度からスタートした岡垣町第5次総合計画は、「住みたい・住み続けたい・みんなが輝く元気なまち 岡垣」をまちづくりの基本理念に掲げ、住民と行政がともに連携し、岡垣町に住みたい、岡垣町に住み続けたい、そして岡垣町に訪れたいと感じられるまちづくりを進め、町全体を輝かせ「元気なまち」にしていくことをめざしたものです。

その岡垣町第5次総合計画の前期基本計画が平成27年度末をもって計画期間の終期を迎えたことから、これまでの取り組みに対する評価と検証を行うとともに、新たな地域課題、社会経済情勢の変化などを踏まえ、今後5年間（平成28～32年度）を計画期間とする後期基本計画を策定するものです。



## 2. 計画の概要

### (1) 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、以下の内容とします。

構成	内容
基本構想	まちづくりの基本理念、将来像、将来のまちの構造、目標人口と、それを実現するための政策の方向性を明らかにしたものです。
基本計画	基本構想を実現するため、施策の取り組み方針や行政や住民が担う役割、施策の目標などを示したものです。
実施計画	基本構想・基本計画で示された目標をどのような手段で達成するのかを明らかにし、進行管理を行うための実行プログラムであり、本計画とは別に策定されます。

### (2) 計画の期間

#### ①基本構想

平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

#### ②基本計画

前期計画（平成23～27年度）・後期計画（平成28～32年度）の5年を計画期間とし、本計画では、後期計画を示します。

#### ③実施計画

3年を1期とし、計画の進捗状況及び財政事情の変化などを踏まえ、毎年策定を行います。

# 第1章 基本構想の概要

## 1. まちづくりの基本理念・まちの将来像

平成23年度からスタートした岡垣町第5次総合計画基本構想では、まちづくりの基本理念と、3つのまちの将来像を定めています。

### まちづくりの基本理念

住みたい・住み続けたい・みんなが輝く  
元気なまち 岡垣

住民と行政がともに連携し、岡垣町に住みたい、岡垣町に住み続けたい、そして岡垣町に訪れたいと感じられるまちづくりを進めることにより、定住人口・交流人口の増加と地域に愛着と誇りを持つ人材活力の維持・増加を図ります。

まちづくりの基本理念には、これらのまちづくりを進め、町全体を輝かせるとともに発展させ、良好な状態で次世代を担う子どもたちに繋いでいく想いがこめられています。

### まちの将来像

“自然を守り魅力を高めながらまちの輝きを求め”、そして“地域みんなが安全で安心して暮らすことができ”、“地域に誇りと愛着を感じられる心豊かな人が育ち”、岡垣で暮らすことのしあわせを共感・共鳴できるまちをめざし、3つのまちの将来像を設定しています。

**輝** き 自然の恵みを守り活かし輝くまち

**安 全 安 心** みんなが安全で安心して暮らせるまち

**心**の豊かさ 地域を愛し、心豊かな人が育つまち

## 第2章

地の恵み・地の利を活かした  
活力ある産業を育てます

## 2-1

## 自然の恵みである農林水産物を守り、育てます

## 現況と課題

## 【前期基本計画での取り組み】

- 麦・大豆の生産性向上のため、付属機械の購入に対する補助制度を新たに開始しました。
- 新規就農者に対する中古ビニールハウスの斡旋などへの支援を行うとともに、青年就農給付金を給付しています。
- 農業の収益性を高めるため、高性能機械・設備導入に対する支援を行っています。
- 農林水産物の販路開拓に向けて、直売所などでの販売拡大を促進するとともに、加工施設などでの加工品の開発に対する支援を行いました。
- 町民農園の区画数を増設し、利用者の増加を図りました。
- 安定した農林業生産基盤をつくるため、排水施設や農道、ため池などの生産基盤整備を計画的に行っています。
- 水産業振興対策として、藻場再生の取り組みや海産市の開催などを支援しています。

## 【後期基本計画における課題と方向性】

- 国の動向に対応し、米の生産調整から転作作物の振興に向けた取り組みが必要です。
- 地域農業の持続的発展のため、引き続き新規就農者支援を実施するとともに、農地中間管理事業などを活用した農地の集約化や新規就農者への農地仲介・斡旋などの取り組みの検討が必要です。
- 園芸産地の育成のため、引き続き支援を行います。特にまちのブランド産品である「高倉びわ」の担い手が減少し、生産量が低迷しているため、生産基盤の強化が必要です。
- 有害鳥獣被害の増加により、駆除従事者の負担が増加しています。また、猟友会会員の高齢化が進んでおり、今後の会員の確保が課題となっています。
- 漁業の安定した生産基盤をつくるため、老朽化した漁港施設の改修を進めるほか、藻場再生や販路開拓が必要です。



## 第2章 地の恵み・地の利を活かした活力ある産業を育てます



### 基本方針

- 農林水産業の経営や担い手の育成を支援します。
- 地元の農林水産物への理解を深め、地産地消を推進します。
- 安定した農林業のできる生産基盤をつくります。
- 安定した水産業のできる生産基盤をつくります。



### 《住民・事業者・行政がすべきことは》

#### 住民・事業者

- 豊かな農林水産物を守り、育てていくため、地産地消に努めます。
- 農林水産業と商工業が連携し、市場ニーズにあった農林水産物・特産品の開発に取り組めます。

#### 行政

- 地域の農林水産業の生産基盤を整備するとともに、担い手育成、収益性の高い産業づくりに向けた支援を行います。



## 施策の展開方針

### (1) 農林水産業の経営や担い手の育成を支援します

- 農業については国などの動向をみながら、農業者の経営安定を支援します。
- 関係機関と連携しながら、後継者の育成、新規就農者の受け入れ支援を進め、担い手を育成します。
- まちのブランド産品である「高倉びわ」の生産を維持するため、商品開発や販路拡大、生産者の育成などの支援を行います。
- 農林水産業と商工業の連携による収益性の高い農林水産物や加工品の生産と流通・販売ルートの拡大に向け、農協、漁協、商工会、観光協会などの関係機関と連携した検討・調査を進めます。
- 生産団体などの法人化による共同経営や、高性能機械・設備導入などに対する支援を行います。
- 有害鳥獣被害は、農業だけでなく住民の日常生活へも及んでおり、総合的な取り組みを進めます。

#### 主な取り組み

- ・農産品の安定出荷
- ・担い手の育成
- ・高倉びわの生産支援
- ・農業の収益性向上支援
- ・農林水産物の販路開拓
- ・有害鳥獣の駆除

### (2) 地元の農林水産物への理解を深め、地産地消を推進します

- 直売所などの既存の販売施設に加え、公共施設などを活用した販売拠点づくりや海産市などの販売イベントを支援するとともに、学校給食での地元農林水産物の提供などにより、町内での地元農林水産物の消費を促進します。
- 町民農園の運営や住民が農業に触れる機会を拡大することで、地産地消への理解を深めていきます。

#### 主な取り組み

- ・地元農林水産物の消費拡大
- ・町民農園の管理

## 第2章 地の恵み・地の利を活かした活力ある産業を育てます

### (3) 安定した農林業生産基盤をつくります

- 農業生産の基盤となる用排水路、排水施設、農道、ため池などの補修、維持管理を進めるとともに、農地整備により農業の生産性の向上、農地の流動化を進め、安定した農業経営のできる環境を整えます。
- 豪雨などの災害対策を含めた林道の補修・維持管理を進めます。
- 農地の有効活用を図るため、山林化している遊休農地の農地除外も含めた土地活用を検討します。

#### 主な取り組み

- ・用排水路の維持補修
- ・排水施設の管理
- ・農道の維持補修
- ・農地の整備、土地改良
- ・地域の農業振興
- ・ため池の維持補修
- ・林道の維持補修
- ・遊休農地対策

### (4) 安定した水産業生産基盤をつくります

- 水産業の基盤となる波津漁港の漁業施設の適正な維持管理を行うとともに、漁港の有効活用を検討します。
- 漁業者の安定経営に向け、根付け漁業などの振興を進めるとともに、海産市開催の支援などにより販路拡大を図ります。

#### 主な取り組み

- ・漁業施設の整備
- ・水産業振興対策
- ・密漁対策



## 目標指標及び行動目標

行動目標	内容
認定・志向農業者の支援	農業振興の担い手の核となる認定・志向農業者の確保と営農支援を行い、農家所得の向上と経営の安定を進めます。
担い手育成の推進	新規就農者の発掘、育成指導のための施策に取り組みます。
農林水産物の販路拡大	販売イベントの開催や、既存の公共施設を活用した販売拠点の整備などにより、町内での地元農林水産物の消費を拡大します。